

# 神川町立学校の教育職員に関する 業務量管理・健康確保措置実施計画

(改正給特法第8条に基づく計画)

令和8年4月  
神川町教育委員会

## 【目次】

1. 計画の趣旨・現状	3
2. 目標	4
3. 計画の期間	5
4. 実施する業務量管理・健康確保措置の内容	5
5. 関連する取組、今後のフォローアップについて	6

# 1. 計画の趣旨・現状

## 1-1 計画の趣旨

神川町教育委員会は、教育職員が心身ともに健康で、生き生きと教育活動に専念できる環境を整備することが、子供たちに対する教育の質の維持・向上につながるものと考えている。

近年、学校を取り巻く環境が複雑化・多様化する中で、教育職員が担う業務は拡大・高度化しており、長時間化や業務負担の偏りが課題となっている。こうした状況を改善し、教育職員の健康及び福祉の確保を図るとともに、教育活動に必要な時間的・精神的余裕を確保することが求められている。

本計画は、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（以下「改正給特法」という。）第 8 条の規定に基づき、文部科学大臣が定める「公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員のサービスを監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針」に即して、神川町教育委員会が実施すべき業務量管理及び健康確保措置を体系的・計画的に整理するものである。

また、本計画は、神川町教育振興基本計画に掲げる「ICT 等教育環境の整備による教職員の負担軽減」「子供たちと向き合う時間の確保」「教職員の心身の健康の保持・増進」と整合を図り、町内全学校が連携する「オール神川」の体制のもと、働き方改革を着実に推進することを目的とする。

## 1-2 神川町の現状

### (1) 対象及び把握方法

本計画の対象は、神川町教育委員会が所管する以下の学校に勤務する教育職員とする。

・神川町立丹荘小学校 ・神川町立青柳小学校 ・神川町立神泉小学校 ・神川町立神川中学校

対象となる教育職員は、正規・臨時・再任用の別を問わず、校長、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭及び事務職員とする。

教育職員の在校等時間については、IC カードによる出退勤管理システムを用いて客観的に把握し、月ごとに集計するとともに、年度末に職層別・学校別の状況を把握している。

### (2) 教育職員数（令和 6 年度）

◎小学校（4校計）：64人

（校長4人、教頭4人、主幹教諭 2 人、教諭 46 人、養護教諭 4 人、栄養教諭 0 人、事務職員4人）

◎中学校（1 校）：28 人

（校長 1 人、教頭 1 人、教諭 23 人、養護教諭 1 人、栄養教諭 1 人、事務職員 2 人）

### (3) 時間外在校等時間の状況（令和 6 年度）

表 1 令和 6 年度の時間外在校等時間の状況

区分	月の時間外在校等 時間の平均	月 45 時間超	月 80 時間超	年 360 時間超	年次有給休暇の 平均取得日数
小学校（64人）	17 時間 40 分	0 人（0%）	0 人（0%）	2 人（3.1%）	15.2日
中学校（28 人）	41 時間 23 分	13 人（46.4%）	0 人（0%）	18 人（64.3%）	16.3日

- 小学校においては、平均時間外在校等時間は比較的低位で推移しているものの、一部で年間 360 時間超が発生している。
- 中学校においては、1 か月時間外在校等時間の平均が 41 時間 23 分と高く、月 45 時間超及び年 360 時間超の割合が高い状況にある。

#### (4) 主な課題

- 中学校において、年間 360 時間超の教育職員の割合が高い。長時間化の主な要因は、部活動及び生徒指導であり、行事、保護者対応、調査回答、成績処理、会議、ICT 不具合対応等も負担要因となっている。
- 業務負担は 1 学期(4 月～6 月)に集中する傾向がある。
- 中学校では、教頭、若手教職員、休日の部活動に関わる教職員に負担が偏る傾向が見られる。
- 職層別に見ると、中学校においては教頭及び部活動に関わる教諭の時間外在校等時間が相対的に長い傾向が見られ、校務運営や部活動指導に係る負担が大きい状況がうかがえる。

こうしたことを踏まえ、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法第8条に基づき本計画を策定するものである。

## 2. 目標

### 2-1 時間外在校等時間に関する目標

令和 6 年度の実態を踏まえ、神川町教育委員会は、次の目標を設定する。

- (1) 令和 9 年度末までに  
月 45 時間以内、年 360 時間以内の教育職員の割合を 100%とする。
- (2) 令和 11 年度までに  
町全体として、1 か月時間外在校等時間を平均 30 時間程度とすることを目指す。
- (3) 月 80 時間超を発生させない  
万一発生した場合は、速やかに要因分析を行い、業務調整及び健康確保措置を講ずる。

### 2-2 ワーク・ライフ・バランス及び働きがい等に関する目標

- (1) 教育職員の心身の健康確保及び教職の魅力向上を図るため、次の目標を設定する。
- (2) 年次有給休暇の平均取得日数について、令和 9 年度末までに全職層で年 16 日以上を目指す。
- (3) ストレスチェックの実施率 100%を継続し、令和 8 年度から集団分析を実施して職場改善に活用する。
- (4) 各校の学校評価等を通じて、教育職員が「働きやすい」「働きがいがある」と実感できる職場環境の維持・向上を図る。

### 3. 計画の期間

本計画の期間は、令和 8 年度から令和 11 年度までの 4 年間とする。計画期間中は、年度ごとに取組状況を点検し、必要に応じて見直しを行う。

### 4. 実施する業務量管理・健康確保措置の内容

#### 4-1 「業務の 3 分類」を踏まえた業務の見直し

##### (1) 学校以外が担うべき業務

- 通学路の見守り活動については、地域ボランティアやスクールガード等との連携を継続し、学校の負担軽減を図る。
- 校外見回りや補導時の対応については、保護者及び関係機関との役割分担を明確にし、学校が単独で担うことのない体制とする。
- 学校徴収金については、給食費無償化及び学校集金システムの電子決済化を継続して活用し、事務負担を軽減する。
- 過剰な苦情等が生じた場合は、教育委員会が窓口となり、必要に応じ町顧問弁護士と連携して対応する。

##### (2) 教師以外が積極的に参画すべき業務

- 調査・アンケートは必要性を精査し、実施する場合はデジタル化により集計負担を軽減する。
- 共同学校事務室を活用し、学校事務の効率化及び標準化を推進する。
- ICT 支援員の派遣により、端末管理や校務 DX を支援する。
- 体育館・校庭の地域開放等は、生涯学習課が担当し、学校負担の軽減を図る。

##### (3) 教師の業務だが負担軽減を促進すべき業務

- 学力向上支援員等の活用により、授業補助や学習支援を充実させる。
- 通知表の所見欄廃止等、既に実施している見直しを継続する。
- 家庭子ども相談員、スクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラー等を活用し、支援が必要な児童生徒・家庭への対応を組織的に行う。

#### 4-2 学校における措置の推進

- 行事の精選や会議の見直しを行い、年間業務計画の適正化を図る。
- 授業時数について、年度当初に標準時数を踏まえた点検を行う。
- 留守番電話の活用により、勤務時間外の電話対応を抑制する。

#### 4-3 教育職員の健康及び福祉の確保

- 月 80 時間超が生じた場合は、速やかに面接指導等の健康確保措置を講ずる。
- 勤務間インターバル(目安 11 時間)の確保に努める。
- 年次有給休暇の計画的取得及び定時退勤日の取組を推進する。

#### 4-4 部活動に係る重点的取組

- 活動時間及び休養日の基準を遵守する。
- 部活動指導員や外部指導者の配置を拡充し、教職員の負担軽減を図る。
- 将来的な地域展開を見据え、当面は部活動指導員の活用を軸に取組を進める。

## 5. 関連する取組、今後のフォローアップについて

### 5-1 関連する取組

- 令和5年2月制定の「学校における働き方改革基本方針」に基づく取組を、本計画に整理し継続する。
- 神川町教育振興基本計画と連動し、ICT活用、人材配置、チーム対応を一体的に推進する。

### 5-2 フォローアップ

#### (1) モニタリング

- 毎月：ICカードによる勤務状況確認
- 毎年度：職層別・学校別の集計と分析

#### (2) 公表

- 本計画及び取組状況、目標達成状況を、令和8年4月に町ホームページで公表する。

#### (3) 報告

- 教育委員会及び総合教育会議において、計画の進捗状況を報告する。

#### (4) 個別支援

- 長時間化が見られる教育職員については、校長及び教育委員会が連携し、業務調整や支援を行う。

#### (5) 教職員等の意見把握

- 必要に応じて、教職員からの意見聴取や学校運営協議会等を通じ、教職員・保護者・地域の意見を把握し、計画の改善や取組の見直しに生かす。